

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（案）に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 7 年 8 月 1 日  
厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課

標記について、令和7年4月23日から同年5月22日までの間、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただき、いずれも本件に関する御意見でした。

厚生労働省では、本件について改めて検討を行った結果、新たに「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（案）」を2件立案し、本日から意見募集を開始したことに伴い、標記指針案を制定しないこととしました。

御協力ありがとうございました。